

# 「たかきんチケット」お取り扱いの手引き

この度は、「たかきんチケット」をお取り扱いいただき誠にありがとうございます。  
取扱事業所様の取扱い要綱は以下の通りです。

## ＜たかきんチケット取扱いの際の注意点＞

- ・「たかきんチケット」を利用される会員様のお名前の記入（表面）があるかお確かめください。
- ・お客様より受け取られた「たかきんチケット」は、お釣りの支払いは出来ません。
- ・「たかきんチケット」には有効期限がございます。（令和4年1月31日）
- ・「たかきんチケット」を受け取られた事業所様は、受領日と取扱い事業所名（裏面）をご記入または押印下さい。

## ＜換金について＞

### ① 換金額が3万円以下の場合（※事前にご連絡をいただいた場合に限りです）

→高島市勤労者互助会で換金させていただきます。

別紙「たかきんチケット請求書」を互助会事務局まで FAX（32-3340）でお願いします。準備が出来次第、ご連絡を差し上げます。

### ② 換金額が3万円を超える場合

→チケットとたかきんチケット請求書をお預かりし、ご指定の口座へお振込みさせていただきます。請求書に「銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義」をご記入いただきますよう、お願いします。

※商工会北部センター・朽木支所・マキノ支所では金額に関係なく換金はできません。

原則、後日振込となりますのでご了承ください。

※郵送事故等による責任は負い兼ねますので郵送での換金はお控えください。

## ＜たかきんチケットについて＞

このチケットには換金期限がございます。

換金期限：令和4年2月28日（月）17:15まで

※期限を過ぎての換金はいかなる場合でも一切応じられませんので、ご注意ください。

※換金方法については、上記の通りとさせていただきます

振込の場合は、原則5営業日以内に振込させていただきます。

～参加事業所様のご理解ご協力の程、よろしく申し上げます～

高島市勤労者互助会